

学校と特定相談支援事業所における情報共有の現状についての 調査研究

—高松市内の特定相談支援事業所を中心に—

小 方 朋 子 ・ 沼 田 彗

<要 旨>

本稿では、学校と相談支援事業所間における情報共有が必要であると考え、高松市内の特定相談支援事業所の相談支援専門員に焦点をあて、特別支援学校（又は高等学校）と特定相談支援事業所との情報共有の現状についての聞き取り調査やインタビュー調査を通して、学校と相談支援事業所における連携の現状と課題を明らかにすることを目的とした。聞き取り調査より、相談支援事業所は学校との連携への意識が高いことが分かった。しかし、相談支援事業所から、学校と相談支援事業所間での連携体制の確立、そのための関係性作り、学校から情報量を多くしてほしいという要望も挙げられた。お互いの連携や情報共有に対する姿勢や意識を高め、相談支援専門員の役割を理解し、信頼関係を築き、連携体制を作っていくというものであった。またインタビュー調査より、A市での相談支援への取り組みにおいて、早期からの連携体制を確立することにより、本来の相談支援の役割が発揮され、相談支援と関係機関とが常に情報を共有し、支援の中心機関が変わる場面においても、領域間での切れ目を作らず、円滑な支援の橋つなぎを行うことができると分かった。これは高松市での相談支援体制の確立のための参考になる取り組みであると考えられる。

キーワード：相談支援事業所 学校 情報共有 連携 サービス等利用計画

I. はじめに

2010年に障害者自立支援法が改正され、2012年より「相談支援の充実」が図られた。その内容は「サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大」であり、2015年3月までに障害福祉サービスを利用する全ての利用者にサービス等利用計画の作成が義務付けられた。そのため、文部科学省は2013年に厚生労働省との共同の事務連絡において、特別支援学校等の教育関係機関と福祉関係機関が緊密な連携を図るとした。さらに日本相談支援専門員協会は、相談支援専門員と教育関係機関との早期からの体制づくりや計画の共通様式の検討や開発といった連携が急務であることを指摘している。

本稿では、高松市内の特定相談支援事業所の相談支援専門員に焦点をあて、特別支援学校（又は高等学校）と特定相談支援事業所との情報共有の現状についての聞き取り調査やインタビュー調査を通して、学校と相談支援事業所における連携の現状と課題を明らかにすることを目的とした。

II. 方法

本研究の調査協力者は、2016（平成28）年11月1日現在、高松市内に所在が確認できた指定特定相談支援事業22ヶ所のうち、調査の主旨の了解を得られた12事業所の相談支援専門員14名と、香川県内の相談支援事業所に勤務し日本相談支援専門員協会の理事を務めるT氏、障害福祉サービス提供者の立場から香川県内の障害福祉事業所でサービス管理責任者を務めるN氏である。相談支援専門員が勤務する相談支援事業所12ヶ所へ訪問して聞き取り調査、または電話での聞き取り調査、日本相談支援専門員協会理事のT氏へのインタビュー調査、障害福祉事業所サービス管理責任者のN氏へのインタビュー調査を行った。

これらの回答から、学校と相談支援事業所間における情報共有の現状と、そこから見えてくる連携の課題を分析した。

聞き取り調査における質問項目を以下に示す。

- 1) 学校から伝えられる主な情報について何がありますか。
- 2) 学校との情報の共有は、どのような媒体で行われていますか。
- 3) サービス等利用計画作成の際に、相談支援事業所と学校との関係について、緊密な連携は図られていますか。
 - ①緊密な連携が図れている
 - ②まあまあ連携が図れている
 - ③あまり連携が図れていない
 - ④全く連携が図れていない
- 4) 学校が作成する個別の教育支援計画について、参照する機会はありますか。
- 5) 学校が作成する個別の移行支援計画について、参照する機会はありますか。
- 6) 学校からケース会議（相談会議）への出席を求められた場合、参加は可能でしょうか。
 - ①基本的に可能
 - ②月1回程度であれば可能
 - ③年2～3回であれば可能
 - ④基本的に困難
- 7) 学校との情報の共有（連携）について、困ったことや事例などはありますか。
- 8) 相談支援事業所と学校との情報の共有（連携）を行う上で、課題はありますか。
- 9) 相談支援事業所と学校との情報の共有（連携）を行う上で、重要なことは何でしょうか。
- 10) 学校への要望はありますか。

III. 結果

1. 高松市内の指定特定相談支援事業12事業所の相談支援専門員14名への聞き取り調査

1) 学校から伝えられる主な情報について

学校から相談支援事業所に伝えられる主な情報として多かったのは、「学校での様子」「学習状況」「家庭環境」であった。また肢体不自由児の特別支援学校とのケースがある場合には、医療や身体に関する情報が伝えられていた。

2) 学校との情報の共有は、どのような媒体か

学校との情報の共有のための媒体として特に多かったのは「電話（口頭）」、次に「学校主催の会議（進路相談会、移行支援会議、ケース会議）」、「学校が用意した資料（書類）」の順の3つであった。

学校によっては、相談支援事業所主催のサービス担当者会議に出席をしてもらえる学校もあった。また保護者を通じてサポートファイル「かけはし」の学校側が記入した部分を見せてもらうと

いう回答が3名あった。学校と相談支援事業所との情報の共有について、本来であればこの「かけはし」が連携のための支援ツールとして活用されることが望ましい。しかし実際のところ、保護者を通じて「かけはし」を参照したと回答があったのが3名という結果であった。

3) サービス等利用計画作成の際の相談支援事業所と学校との関係について

特別支援学校との連携に関しては、「①緊密な連携が図れている」「②まあまあ連携が図れている」といった、連携が図れているという回答した割合が83%（ケース無しの回答を除いた場合）と非常に高い割合となった。そのため、相談支援事業所と県内の特別支援学校との連携に関する関係性は比較的良好であると考えられる。

しかし、「まあまあ連携が図れている」という回答の理由として、「学校の先生と情報共有をしようとするれば、どうしても教育的な内容ばかりの情報の共有になってしまう。教育的な部分だけを見ると『緊密な連携が図れている』であると思うが、福祉的な部分を考慮し総合的にみると『まあまあ連携が図れている』になってしまう。」という理由であった。

また「③あまり連携が図れていない」と回答した理由には、「必要な場合のみ、こちらから学校に連絡するため」「基本的には、本人や保護者、利用している障害福祉サービス事業所からの聞き取りで十分であり、必要な時にだけ学校に情報を求める」などという理由であった。

さらに特別支援学校ごとに違うという回答があった。A特別支援学校に関しては「①緊密な連携が図れている」、B特別支援学校に関しては「②まあまあ連携が図れている」というものであった。その理由は、「現在の連携の仕方では、学校の規模・子どもや教員の数によって、物理的に緊密な連携が不可能となる学校もあるため」ということであった。

高等学校との連携に関しては、連携の事例のある3名ともが「④全く連携が図れていない」という回答であった。高等学校との連携について、現段階で事例自体は少ないが、高等学校に在籍する発達障害の生徒が増加してきている現状から、これから先、相談支援に携わるケースが多くなってくると推測できる。そのため、高等学校との連携もさらに体制を整えていく必要があると考えられる。

4) 学校が作成する個別の教育支援計画について

学校の作成する個別の教育支援計画について参照する機会が「ある」と回答したのが1名、参照する機会が「無い」と回答したのが9名、そもそも個別の教育支援計画についてどのようなものかわからないため、学校側が用意してくれたシートが個別の教育支援計画かどうか判断できないため「分からない」と回答したのが2名であった。

個別の教育支援計画を参照する機会が無い理由として、「個人情報保護のためではないか」という意見が多く出た。また、「見せてもらえるのであれば、ぜひ見せてほしい」「行動面や、苦手なことに対する支援方法が知りたい」という要望が非常に多かった。また、「理想としては、学校が作成する個別の教育支援計画、障害福祉サービス事業所が作成する個別支援計画、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画がもっと繋がりのある計画であってほしい」という意見も出た。

文部科学省が2013（平成25）年4月に出した「就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について」には「特別支援学校等で作成する個別の教育支援計画と福祉関係機関で作成するサービス等利用計画が、個人情報に留意しつつ連携して活用されることが望まれます。」（文部科学省、2013）という記述がある。しかし実際は、個別の教育支援計画の参照する機会があると回答したのは1名のみであり、相談支援専門員からは見せてもらえるのであれば是非見せてほしいという意見が多かった。個人情報の取り扱いに対して、学校側の非常に慎重な姿勢がうかがえる。

5) 学校が作成する個別の移行支援計画について

学校の作成する個別の移行支援計画について参照する機会が「ある」と回答したのが3名、参照

する機会が「無い」と回答したのが7名、そもそも個別の移行支援計画についてどのようなものか分からないため、学校側が用意してくれたシートが個別の移行支援計画かどうか判断できないため「分からない」と回答したのが2名であった。

個別の移行支援計画を参照する機会が「ある」と回答した3名のうち、1名は「A特別支援学校の1校のみ」と回答、1名は「過去に2回だけ個別の移行支援計画を参照したことがある」と回答、1名は「参照する機会はあるが、非常に簡潔なものが多い」という回答であった。

個別の移行支援計画を参照する機会が「無い」と回答した理由として、個別の教育支援計画と同様に「個人情報保護のためではないか」という意見が多くあった。

また、個別の移行支援計画についても「見せてもらえるのであれば、ぜひ見せてほしい」という要望が非常に多かった。個別の移行支援計画を参照する機会が「無い」と回答した7名のうち1名からは、「保護者さんをお願いをして見せてもらったことがある」という回答があった。

日本相談支援専門員協会が2014（平成26）年に出した「平成25年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業『相談支援に係る業務実態調査報告書』」の中では、「卒後の移行支援計画とサービス等利用計画の整合性を図るなど“計画の共通様式の検討や開発”といった連携や協働が急務となっている。」（日本相談支援専門員協会、2014）と明記されているように、学校と相談支援事業所との間で、個別の移行支援計画とサービス等利用計画の連携が早急に求められている。

今回の聞き取りでは、個別の移行支援計画の方が個別の教育支援計画に比べると参照する機会があると回答した人数は多かったが、それでも3名のみであった。個別の教育支援計画と同様に個別の移行支援計画についても、個人情報の取り扱いに対して、学校側の非常に慎重な姿勢がうかがえる。

6) 学校でのケース会議（相談会議）への出席

回答のあった13名全員が「①基本的に出席可能」であった。この結果から、相談支援事業所側は基本的に学校側との連携を取ろうとする姿勢が見られる。しかし、「忙しい場合は参加できないが、できるだけ参加したい」「タイミングさえ合えば参加したい」「もし学校側から声を掛けてくれたら、できるだけ参加するようにしたい」「非常に参加したいと思っているが、そのような機会は今まで一度も無い」「むしろ必ず参加しなければならない」などといった、回答者による意識の差がみられた。事業所や相談支援専門員によっては、連携に対する積極性に違いがあることが分かる。

7) 学校との情報の共有（連携）

回答があった15名のうち、6名が困ったことや事例ありと回答した。その6名のうち半数に当たる3名が「困った時だけの連携」を困った事例として回答した。何か問題が起こった後に急に相談支援に連絡するのではなく、困る前に連携体制を築いておいてほしいという内容であった。このことは「進路選択にあまり関われない」や「計画案作成に時間を掛けられない」にも共通している。様々な関係機関の視点からの進路選択を行うためには、学校と相談支援事業所との連携体制が必要となってくる。また学校を含めた関係者によるケース会議のタイミングの調整の難しさ、過去情報への遡りの難しさといった、情報共有における課題も見えてきた。さらに、困ったことや事例無しと回答した9名に関して、なぜ困ったことが無いのか、うまくいっている要因について、尚研究していく必要があると考えられる。

8) 相談支援事業所と学校との情報の共有（連携）を行う上での課題

課題があると回答したのが、全体の約64%にあたる9名であった。ここで出た課題は大きく分けて「連携体制」「専門性」「多忙さ」の3点に分けることができる。「連携体制」については、学校と相談支援事業所が連携または情報の共有を行うための連携のタイミングやシステムなどであった。「専門性」については、お互いの専門性をより高めることが、有効な連携や情報共有を実現させる

ための課題であるという意見であった。

「多忙さ」については、連携を取ろうとしてもお互いの多忙さから、なかなか時間を取ることができないという課題が挙げられた。以上のことを学校と相談支援事業所との有意義な連携または情報共有の実現ための課題として、これから取り組む必要があると考えられる。

9) 相談支援事業所と学校との情報の共有(連携)を行う上で重要なこと

相談支援事業所と学校との情報共有を行う上で、重要なこととして挙げられたものを「連携するための関係性」「専門性の向上」の2点に分けることができる。「連携するための関係性」については、連携は結果的に人と人との繋がりであることから、お互いの連携への意識や姿勢、雰囲気などといった、お互いが連携を取りやすい関係性を築くことである。また、課題として挙げられたことと同様に「専門性の向上」が情報共有のために重要なこととして挙げられた。

10) 学校への要望

学校への要望があると回答したのは、全体の約71%にあたる10名であった。学校への要望として挙げられたものは「情報量」「関係性」「連携体制」の3点に分けることができる。「情報量」については、相談支援事業所と学校がもっと情報共有を行い、学校における指導の積み重ね、またはこれからの指導計画についてなどといった、もっと多くの情報が知りたいという要望であった。「関係性」については、情報共有のための重要なこととしても挙げられたが、連携の取りやすい関係性を築くためには相談支援専門員の役割を理解し信用してほしいという要望であった。「連携体制」については、学校全体で福祉制度についての理解を共有して、連携を取るための体制を学校で作ってほしいという要望であった。

以上のことが、相談支援事業所が学校に求める要望であり、よりよい連携、そして情報共有のために教育と福祉が一緒になってこれらのことを改善していく必要がある。

2. 日本相談支援専門員協会理事のT氏へのインタビュー調査

(1) A市での相談支援事業充実のための取り組み

【子育てコーディネーターを配置して、相談支援に繋げる】

A市には、子育て関係全般の相談の窓口として、子育てコーディネーターが配置されている。この子育てコーディネーターは、一般の子育ての窓口であることが重要で、誰でも気軽に相談できる窓口となっている。子育てコーディネーターが、保護者からの子育てについて様々な相談を受けた中で、発達障害の子どもや発達障害の疑いのあるいわゆるグレーゾーンと呼ばれる子どものケースを見つけると、A市の相談支援事業所の相談支援専門員に繋げる。そこから相談支援専門員が様々な関係機関に繋げていき、早期からの相談支援体制を作っていく。

【3歳児検診や5歳児検診を通じて、相談支援に繋げる】

A市の行政が行う3歳児検診や5歳児検診の際に、発達障害の子どもや発達障害の疑いのあるいわゆるグレーゾーンと呼ばれる子どもを見つけると、行政は保健師や子育てコーディネーターに連絡、保健師や子育てコーディネーターからA市の相談支援事業所の相談支援専門員へと繋がり、相談支援専門員が様々な関係機関に事前に繋げていく。保護者に対しては、「○○子育て教室」などといった障害というワードが名前についていない子育て相談会に勧誘し、そこで保健師や子育てコーディネーターを紹介する。次に、子育て相談会で紹介された保健師や子育てコーディネーターが相談支援専門員を保護者に紹介し、支援を必要とする子どもが早期の段階から相談支援事業に繋がる仕組みになっている。

子育て相談会の名前に「障害」がつくと、保護者が相談をするきっかけのハードルがどうしても高くなってしまいうため、あえて「障害」という言葉を用いないようにしている。A市には核家族の

世帯が多いという特徴から、「お母さん同士のネットワークを作りませんか?」という「子育て」という視点で、保護者が子育て相談会に気軽な気持ちで参加できるようにしている。つまりは、支援を必要とする子どもを就学前のできるだけ早期の段階で発見できるように、3歳児検診や5歳児検診を使って相談支援やその他の機関に繋がるような体制を作っている。また、早期から行政・医療・福祉などで情報が共有できるようなネットワークもできている。

【相談支援専門員が関係機関に繋げる】

子育てコーディネーターや3,5歳児検診を通して、就学前の子どもが相談支援専門員に繋がった後、相談支援専門員がその子どもに必要な関係機関に早期から繋げていく。相談支援専門員が療育機関や福祉事業所などといった選択肢を伴ったルートを作り、保護者に提供する。きちんとした選択肢を用意すると、ほとんどの保護者はその選択肢の中から利用しようとしてくれる。療育機関や福祉事業所での個別の療育相談や集団のデイサービスなどを通して、就学前から基礎資料を作っていく。就学前から基礎資料を作っていくことは、学校就学への移行時や、または後々に育ちの過程を確認する場合に非常に役に立つ。具体的には、就学後に何か学校生活で困ったことがあれば、本人に関係するまたは本人を知っている過去の関係機関の担当者や学校の先生とを相談支援専門員がすぐに繋げることができる。また、就学前に作った基礎資料は、各関係機関で必要な時に共有できるようになっている。

(2) 相談支援について

【相談支援の役割】

人生における各ライフステージにおいて、利用者に主に関わる関係機関は段階によって変化していく。例えば、就学前は医療機関や福祉機関、就学後は教育機関、卒業後は福祉機関といったように、ライフステージの段階によって中心となる関係機関は入れ替わっていく。つまりは、各ライフステージの段階で本人との関係性が一番強い関係機関が中心となる。

この中心となる関係機関の常に隣にいるのが、相談支援である。相談支援は利用者との関わりが一生であるが、いつも関係機関の中心で相談支援が支援を行うわけではない。中心となる関係機関の隣に付いて、中心の関係機関と情報を共有し、隣を伴走しているような立場である。

中心となっている機関が何か本人のことで困ったことがあった場合、保護者さんの承諾の上で、相談支援が持っている過去の情報を提供したり、他の関係機関や過去に利用した機関と現在の中心となっている機関とを繋げたりと、関係機関との連携をコーディネートすることが相談支援の役割である。

(3) 相談支援事業の今後の展望

【これからの教育と福祉の在り方】

教育と福祉、学校と相談支援事業所とが、お互いの顔が見えて人と人が繋がった連携ができるのが理想である。やはり、結局のところ最後は人と人の繋がりが本当に大切である。お互いに対立するような関係ではなく、一緒に協力してやっていこうという思いを共有し、どうやったらうまくいくのかを前向きに且つフラクに話し合える関係性になってほしい。

そのためには、学校の先生には福祉のことを理解し、学校全体でそれを共有してほしい。数ある中からそのサービスを選択し利用することには、本人に何がプラスになるのか、どのような意味があるのか、そこを教育と福祉と一緒に考え判断できるようになれば、特別支援がより充実していくのではないかと。

3. 障害福祉事業所サービス管理責任者のN氏へのインタビュー調査

(1) 障害福祉事業所サービス管理責任者からの立場から

【学校と相談支援の在り方について】

学齢期における子どもの支援の中心的機関は学校である。その中心的機関に寄り添うのが相談支援事業の役割である。子どもが学校に在学している段階から、学校と相談支援事業所間における連携のための関係性が取れていれば、学校卒業後にあたる教育から福祉への橋つなぎがスムーズにいくはずである。

また子どもの障害を就学前の早期の段階で発見できた場合は、福祉から教育へと繋げていくことができる。この時も、乳幼児期の支援の中心となる療育機関の隣に相談支援があれば、学齢期の支援の中心となる学校への橋つなぎがスムーズにいく。発達段階における支援の中心となる機関と相談支援とが常に情報交換できるような関係になると、本人の過去・現在・未来の情報が繋がれて、長い見通しをもった支援を確立することができる。常に子どもの隣に相談支援はいるが、その支援の中心は変わる。

この時に、相談支援専門員がどのように連携のコーディネートを行っていくかが重要となる。学齢期という子どもの育ちの過程で一番重要な時期に、支援の中心として一番長い時間いるのが学校である。つまり、学校と相談支援においてどのように連携していくかが、子どもの将来の支援体制を考える上で、非常に重要なものとなってくる。

【顔が見える連携】

国が行うサービス管理責任者指導者研修では、地域の自立支援協議会のメンバーになることを勧められる。自立支援協議会において、現在利用者にとって必要であるにもかかわらず、その地域に無い制度・政策・資源・サービスを作ることを提案してほしいという意味である。それが本当の「一人ひとりに合った障害福祉サービスを提供すること」である。

その実現のためには、「顔が見える連携」が必要となる。この「顔が見える連携」とは、関係機関の担当者同士だけではなく、子ども本人の顔が見えた上で、どのようなサービスが必要であるかを考え、無いものは作っていきこうと動いていけるような連携体制のことである。

現在は、その段階で使うことができる既存の障害福祉サービスから選択する形が多いが、そうではなく、その子どもにとって何が必要であるのか、もしそのような資源が無いのであれば作らなければならない。その時点では一人のための障害福祉サービスとなっているかもしれないが、一人でもニーズがあるということは、これから後にニーズが出てくることは十分考えられるからである。

またこれは、制度やサービスにおいてだけでなく、就労の時にも非常に役に立つ。就労の時も同じで、顔が見える連携のもとで、関係機関の担当者子どものニーズを踏まえた上で、企業マッチングをする。そうすることで、新たな就労の選択肢を増やすことができる。このように「一人ひとりに合った障害福祉サービスを提供すること」のためには、「顔が見える連携」が重要であり、必要である。

(2) 相談支援事業の今後の展望

【サポートファイル「かけはし」】

今後の相談支援事業の充実を考えた時、香川県の作成したサポートファイル「かけはし」の有効活用が挙げられる。サポートファイル「かけはし」は全国で初めて作られたサポートブックであり、先進的なものであった。その内容はとても有意義なものであり、これを参考に全国各地でより良いサポートファイルが作成されている。しかし、その「かけはし」を現在利用している人は少ないように感じるが、実際に有効的に活用している人もいる。先日、私が勤務している施設に入所してきた児童の保護者が「かけはし」を持っていた。そしてその中のページを開いて、「自分の子どもへの

支援は『SPELL』を使って支援してほしい。」というお願いをされた。そのページは、児童が幼い頃に通っていた療育機関が記入したページであった。保護者は、「かけはし」を子どもが通う支援学校の教員にも見せている。つまりは、保護者、学校、福祉事業所、療育機関の4者が同じ視点で、その子どもの支援にあたることが可能となっている。相談支援をはじめ、支援機関が「かけはし」を通して、その人の一生を考えられるようになればよい。

IV. 考察

本研究では、学校と相談支援事業所における情報共有の現状について、高松市内の特定相談支援事業所の相談支援専門員への聞き取り調査や、日本相談支援専門員協会理事、県内の障害福祉事業所サービス管理責任者へのインタビュー調査を通して、学校と相談支援事業所における情報共有の現状と課題について検討した。

高松市内の特定相談支援事業所の相談支援専門員への聞き取り調査から、学校と相談支援事業間における連携体制の確立、そのための関係性作り、専門性の向上、多忙過ぎる現状の改善などといった課題が挙げられた。

学校と相談支援事業所間の有意義な連携と情報共有の実現のためには、連携体制を確立させることが重要である。情報共有を十分に行える体制作りのためには、学校と相談支援事業における関係性、お互いの専門性の向上、多忙な状況の改善といった課題を解決していかなければならない。

これらの課題を考える上で、T氏やN氏へのインタビュー調査において回答された内容は、非常に参考になるものであった。A市での相談支援の取り組みをみると、早期からの連携体制確立の必要性が分かる。本来の相談支援の役割が発揮され、相談支援が関係機関と常に情報を共有し連携を促すことができれば、療育から教育へ、教育から福祉へとといった、支援の中心機関が変わる場面でも、領域間での切れ目を作らずスムーズな支援の橋つなぎを行うことができ、一貫した支援体制となる。生涯を通して、関係機関で一貫した支援を行い、障害者が過ごしやすい環境を整えることは、教育や福祉といった特別支援に携わる全てのものに課せられた本来の使命ではないだろうか。

その中でも教育が担う部分は特に重要である。学齢期という発達段階で一番長い時間を過ごす学校で行った支援を学校卒業後の次のライフステージにしっかりと引き継ぐ責任が学校にはある。そのためには相談支援との連携体制が不可欠である。相談支援の役割を理解し、情報を共有し、学校と相談支援が同じ方向性で動いていくことができるように、連携体制を作っていかなければならない。

今回の聞き取り調査で出てきた課題や要望について、さらに検討し、よりよい情報共有と連携体制の実現に向けて検討を進めていく必要がある。また、今後は、学校側の実態や課題を捉え、学校と相談支援事業所との情報共有の全体の課題を考察する必要がある。

参考文献

- ・大久保薫 (2013) : 「I 講義編 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等における計画作成とサービス提供のプロセス」障害者相談支援従事者初任者研修テキスト編集委員会 = 編集『三訂 障害者相談支援従事者初任者研修テキスト』中央法規, 129-159
- ・香川県教育委員会特別支援教育課 (2009) : 「サポートファイル『かけはし』」
<http://www.pref.kagawa.jp/kenkyoui/tokubetsusien/kakehashi.html> (2017年1月10日取得)
- ・香川県健康福祉部障害福祉課 (2016) : 「県内相談支援事業者一覧」
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/shogaihukushi/fukushijoho-hp/news/sodanshienjigyosha.pdf> (2017年1月10日取得)
- ・菊地月香 (2016) : 「2016年度サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修 (共通講義) 障害者総合支

援法におけるサービス管理責任者の役割児童福祉法における児童発達支援管理責任者の役割について」

- ・厚生労働省(2005)：「障害者自立支援法の概要」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/tp0214-1a.html> (2017年1月10日取得)
- ・厚生労働省(2005)：「障害者自立支援法」<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/tp0214-1c1.html> (2017年1月10日取得)
- ・厚生労働省(2005)：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)」
http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=4&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H17HO123&H_RYAKU=1&H_CTG=47&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1 (2017年1月10日取得)
- ・厚生労働省(2005)：「相談支援の手引き」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/04/tp0428-1h/04-2.html#n> (2017年1月10日取得)
- ・厚生労働省(2010)：「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律について」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/kaiseihou/dl/gaiyou.pdf (2017年1月10日取得)
- ・厚生労働省(2012)：「相談支援の充実等について」
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukushibu/setdumeikai_0113_03.pdf (2017年1月10日取得)
- ・厚生労働省(2012)：「障害保健福祉施策の推進に係る工程表」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/sougoushien/dl/sougoushien-08.pdf (2017年1月10日取得)
- ・厚生労働省(2014)：「平成26年11月4日実施：主管課長会議資料(4)障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukushibu/0000064164.pdf> (2017年1月10日取得)
- ・厚生労働省(2015)：「障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について」
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukushibu/0000069105_4.pdf (2017年1月10日取得)
- ・厚生労働省(2015)：「平成27年3月6日実施：主管課長会議資料(4)障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukushibu/0000116597.pdf> (2017年1月10日取得)
- ・厚生労働省(2015)：「平成27年11月：障害保健福祉関係係達事項(4)障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukushibu/0000104857.pdf> (2017年1月10日取得)
- ・厚生労働省(2016)：「障害福祉サービス、障害児給付費等の利用状況について」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukushibu/2807-1.pdf> (2017年1月10日取得)
- ・厚生労働省(2016)：「平成28年3月8日実施：主管課長会議資料(4)障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室」

- <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000114776.pdf>
(2017年1月10日取得)
- ・ 隅河内司 (2015) : 「障害者相談支援における計画相談支援の現状と課題—S市相談支援事業所に関するアンケート調査から—」社会福祉科学研究 第4号165-173
 - ・ 遠山真世, 二本柳覚, 鈴木祐介 (2014) : 「これならわかる〈スッキリ図解〉障害者総合支援法」翔泳社 12-13, 88-89
 - ・ 日本相談支援専門員協会 (2011) : 「平成22年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業『障害者相談支援ガイドライン作成とその効果的な普及・活用方策のあり方検討事業』報告書」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyuu/dl/seikabutsu7-1.pdf> (2017年1月10日取得)
 - ・ 日本相談支援専門員協会 (2012) : 「平成23年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業『サービス利用計画の実態と今後のあり方に関する研究』報告書 サービス等利用計画作成サポートブック」
http://nsk09.org/_src/sc375/supportbook_120322.pdf (2017年1月10日取得)
 - ・ 日本相談支援専門員協会 (2013) : 「平成23年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業『サービス利用計画の実態と今後のあり方に関する研究』報告書 サービス等利用計画作成サポートブック 平成25年5月(改訂第2版)」
http://nsk09.org/_src/sc476/keikaku_130617.pdf (2017年1月10日取得)
 - ・ 日本相談支援専門員協会 (2014) : 「平成25年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業『相談支援に係る業務実態調査報告書』」http://nsk09.org/_src/sc520/140603kanzenban.pdf (2017年1月10日取得)
 - ・ 内閣府 (2013) : 「障害者基本法」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html#chap2> (2017年1月10日取得)
 - ・ 長谷川唯, 桐原尚之 (2013) : 「障害者自立支援法における相談支援事業の仕組みにかんする考察—これからの相談支援事業の方向性を探る—」立命館人間科学研究 第28号, 85-97
 - ・ 文部科学省 (2013) : 「就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1334937.htm (2017年1月10日取得)
 - ・ 山内健生, 望月隆之 (2015) : 「障害のある人の相談支援事業の歴史の変遷とその目指すべきもの」福祉社会開発研究 第7号, 57-68